

船橋市木造住宅耐震改修費助成事業

のご案内



耐震改修工事をしましょう！

船橋市建設局建築部建築指導課

船橋市では、市民に住宅の安全性に対する意識の啓発を図り、地震に強いまちづくりを進め、市民の生命及び財産の保護を図ることを目的に、木造住宅の耐震改修に要した費用の一部を助成します。

耐震改修工事とは？

耐震診断により耐震性がないと判断された建築物について、建築士が補強の計画を立て、耐震性を向上させる工事を行うことです。壁を補強する、重い屋根を軽い屋根にふき替える等、様々な方法で耐震性を向上させることが考えられます。

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

※船橋市の助成事業の対象となるのは、改修後の上部構造評点を1.0以上に向上させる工事です。

助成の対象となる建築物

次の条件をすべて満たすものとします。

- ・昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により設計・建築された、市内に存する木造の一戸建住宅または併用住宅（住居部分が全体の1/2以上のもので、居住の用に供する部分に限る）
- ・地上階数が2以下で、在来の軸組工法によって建築された住宅
- ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅

※建築基準法等の規定に違反している住宅および昭和56年6月1日以降の増築等により新耐震基準が適用されることとなった住宅は対象外となりますのでご注意ください。

助成の対象者

次の条件をすべて満たす者とします。

- ・市の住民基本台帳に記録された人
- ・助成対象住宅の所有者で、その住宅に居住している人
※ただし、当該住宅の所有者が複数いる場合は、共有者全員の合意を得た代表者
- ・「木造住宅補強改造資金貸付事業」による貸付金、または「木造住宅耐震改修費助成事業」による助成金の交付を過去に受けていない人
- ・市税の滞納をしていない人

助成額

助成対象費用（耐震改修に係る設計、工事、監理の費用の合計額）の 1/3（千円未満切捨て）で、上限 70 万円です。

耐震診断、設計・監理、施工を行う人の条件

- *耐震診断：（一社）千葉県建築士会船橋支部または（公社）千葉県建築士事務所協会船橋支部に所属する会員で、千葉県が主催する既存建築物耐震診断・改修講習会（木造）講習終了名簿に記載された建築士
- *設計・監理：建築士かつ木造住宅耐震診断講習会の課程を修了した者
※監理とは、工事が設計図のとおり行われていることを確認する作業です。
- *施工：下記①から③までのいずれかに該当する者
 - ①市内に本店、支店または営業所等を開設し、建設業法による許可を受けている者
 - ②下記アまたはイのいずれかに該当する者 ※工事費が 500 万円未満の場合に限る
 - ア 市内に本店、支店または営業所等を開設している者
 - イ 市内に居住する者で、下記 a から c までのいずれかの要件を満たす者
 - a 高等学校または大学において、建築学または都市工学に係る学科を修め、建築工事に関する実務経験を、高等学校卒業後 5 年以上または大学卒業後 3 年以上有する者
 - b 建築工事に関する実務経験を 10 年以上有する者
 - c 建築士または建築施工管理技士の資格を有する者
 - ③ 助成対象住宅の建設工事を請け負い、当該住宅を建設した者



耐震改修促進税制

平成 21 年 1 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までに基準に適合する耐震改修をした場合は、所得税額の控除があります。詳しくは、お問い合わせください。

【注意事項】

1. 耐震改修の工事及び監理に係る契約を行う前に必ず交付申請の手続きを行ってください。提出された交付申請書及び添付書類を審査し、要件に適合していることを確認した上で交付決定通知書を申請者に送付します。申請後の審査には期間を要しますので、余裕を持った計画を立ててください。交付決定通知書を受理する前に耐震改修に着手または契約を締結した場合、助成金を交付できません。
2. 市からの助成金交付決定通知後に契約を締結し速やかに業務に着手して下さい。
3. 交付決定通知書を受理後に事業の内容を変更しようとする場合承認の手続きが必要です。変更することが明らかになった時点で市にご連絡ください。

4. 市では、耐震改修工事の内容を確認するため、工事着手前、工事施工中及び工事完了後に住宅の立ち入り検査を行うことがあります。検査の際はご協力をお願いします。
5. 交付決定後に不正があったことが判明した場合や工事の内容が設計と違うことが確認された場合、交付決定を取り消すことがあります。
6. 耐震改修に直接関係しないリフォーム工事等は助成の対象外です。耐震改修工事とリフォーム工事等を併せて行う場合、耐震改修工事に係る見積書・契約書等はリフォーム工事等に係るものと別に作成してください。
7. 交付決定日から 90 日または助成金申請年度の 3 月 31 日のいずれか先に到来する日までに工事を完了し、実績報告書を提出してください。

提出する書類について

助成金の交付申請をする際、また改修工事が終わって実績報告をする際には下記の書類の提出が必要になります。※様式については市ホームページよりダウンロードできます。

助成金交付申請時	① 船橋市木造住宅耐震改修費助成金交付申請書（第 1 号様式）
	② 住民票
	③ 市税納付確認書（市の指定する書式があります）
	④ 助成対象住宅の登記事項証明書
	⑤ 耐震診断結果報告書の写し（「木造住宅の耐震診断と補強方法（木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）、国土交通省住宅局建築指導課監修・一般財団法人日本建築防災協会発行）」に基づいて耐震診断士が行う一般診断法又は精密診断法によるものに限る）
	⑥ 改修設計図等（平面図、施工詳細図、部材についての詳細書類等）
	⑦ 設計の実施に係る契約書の写し
	⑧ 設計に要した費用に係る領収書の写し
	⑨ 耐震改修に係る工事及び監理に要する費用の見積書またはその写し
	⑩ 施工者に係る下記 1 から 3 までのいずれかの書類 1 前述の施工を行う人の条件の「施工者」の①に該当する場合は、建設業法による許可書の写し、及び市内業者である事が確認できる書類 2 同②のアに該当する場合は、市内業者である事が確認できる書類 同②のイに該当する場合は、実務経験等の要件を満たすことが確認できる書類、及び市内に居住する者であることが確認できる書類 3 同③に該当する場合は、助成対象住宅の建設工事を請け負い、当該住宅を建設した者であることが確認できる書類
	⑪ 木造住宅耐震診断講習会等の講習終了証の写し
	⑫ 委任状、同意書など（住宅が共有の場合）
	⑬ 相手方登録申請書（市の指定する書式があります）

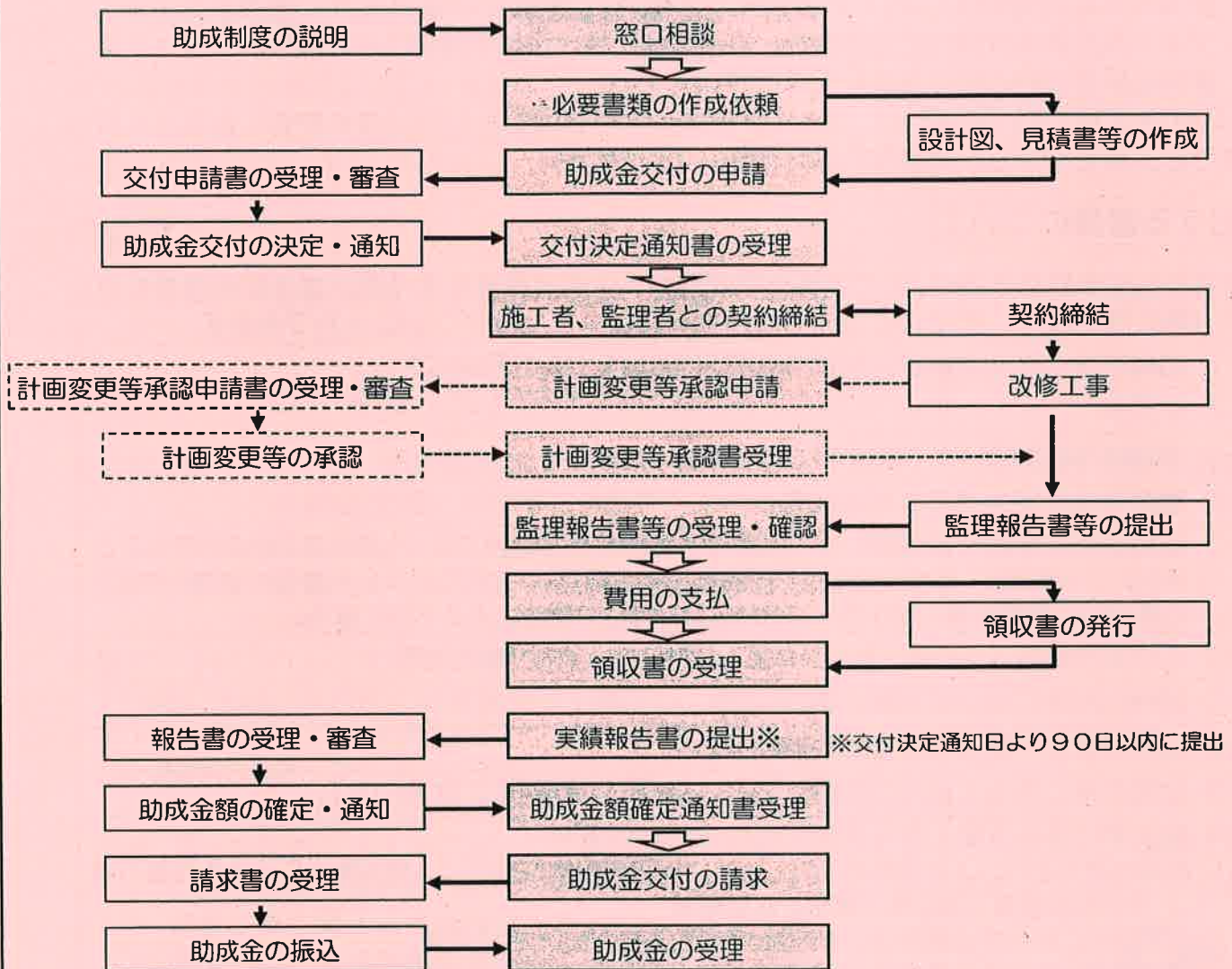
実績報告時	① 船橋市木造住宅耐震改修費助成事業実績報告書（第 5 号様式）
	② 耐震改修を行う部位ごとに、工事着手前・工事中・完了後の状況を撮影した写真
	③ 工事に係る契約書の写し及び領収書の写し
	④ 監理に係る契約書の写し及び領収書の写し
	⑤ 耐震改修工事監理報告書の写し
	⑥ 船橋市木造住宅耐震改修費助成金交付請求書（第 7 号様式）

助成事業のながれ

船橋市

申請者

設計・監理者、施行者



(注) 耐震改修に係る工事の内容を確認するため、工事着手前、工事施工中及び工事完了後に、助成対象住宅に立ち入って検査を行うことがあります。

*申請方法の詳細や不明な点もしくは資料等をご希望の方は、建築指導課までお問い合わせください。

問い合わせ先

船橋市建設局建築部建築指導課

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

電話 047-436-2632

FAX 047-436-2669

(平成28年4月改訂)